

津田塾大学大学院 国際関係学研究所

廣瀬方美

博士論文要旨

EU の紛争防止概念とスウェーデン  
－新たな安全保障の視点とその確立－

本論文は、1990年代末に欧州連合（The European Union, EU）において欧州安全保障防衛政策（The European Security and Defence Policy, ESDP）形成を契機とする安全保障の議論の中で紛争防止概念が取り入れられたことに注目し、EU の紛争防止プログラム（The European Union Programme for the Prevention of Violent Conflicts）の提案などによってその議論を主導したスウェーデンの視点から考察を行った。

論文では、特にこれまで言及されてこなかった、1999年から2001年のESDPの形成期にスウェーデンがEUにおいて提起した紛争防止概念に着目し、EUの安全保障観に紛争防止概念が取り入れられたことと併せて、その土台となったスウェーデンの紛争防止概念の特徴を明らかにするだけでなく、スウェーデンがいかなる国内状況から、その提案をするに至ったのかを考察した。

EUの紛争防止概念が目指すのは、紛争の根本的原因（Root Cause）に目を向け、問題が深刻化する前に、当事国と協力し対応策を講じることにより紛争に至るのを未然に防ぐことであり、この動きを主導したのがスウェーデンであった。EUにおける安全保障の議論では、当初、軍事的能力の構築に強い関心が向けられており、この紛争防止概念はさほど重視されていなかった。しかし、EUを取り巻く安全保障環境が2000年代に大きく変化し、従来の領域防衛だけではなくテロや難民問題などへの対応が喫緊の課題となる中で、紛争防止概念は次第にEUの安全保障観の中に根付いていく。

EUにおいてこのような紛争防止概念が成立した背景には、第一に冷戦終結後から2001年の米国同時多発テロの発生までのユーフォリアを反映した国際的安全保障環境、第二に自国の安全保障観を反映した紛争防止概念をEUにおいて打ち出すことに政治的意義を見出したスウェーデンの存在があったこと、そして最後に、その提案がEUにおける安全保障政策形成に際して加盟国間が合意可能な範囲内に収まっていたことがあった。

まず、冷戦の終結後、欧米を中心とした国際社会では、安全保障上の最大の懸念であった軍事的衝突の可能性が大きく低下したことで、国家間の軍事的競合による安全保障の議論が後退し、安全保障をより包括的に考える余地が生まれた。中でも地域紛争の問題に関しては、イデオロギー的な観点から離れ、個別の紛争が抱える紛争の原因に目を向け、その解消を図ることで解決が可能ではないかとの期待が高まった。一方、欧州においても旧共産主義諸国の体制移行、旧ユーゴスラビアで起こった地域紛争への対応が喫緊の課題として浮上する中、軍事的領土防衛の問題から地域の安定に安全保障上の関心が移り、その過程で経済・社会・政治的問題の解決の重要性が認識されつつあった。

スウェーデンが提起した紛争防止概念は、こうした国際的な議論や取り組みと無関係に形成されたものではなく、むしろそれらを踏まえた上で、同国ならではの価値観や問題意識などが織り込まれたものであった。その結果、同国の紛争防止概念の大枠は、国際社会での議論と共通する要素が多い一方で、紛争にいかなる手段をもって対応するべきなのかという点に関しては、冷戦期の社会民主党（Socialdemokratiska arbetarepartiet、以下社民党）の非同盟・中立政策に立脚する安全保障観や社会

民主主義の連帯や分配、平等といった価値観が色濃く反映され、文民的手段や格差への対応を重視するものであった。このような社民党政権の安全保障に対する考え方が反映された紛争防止概念を、EUの政策に反映させることは同政権にとって大きな価値があった。

一方、EUにおいては、スウェーデンの紛争防止概念をESDPに取り入れるという提案は、加盟国間の合意形成に貢献するものであった。ESDP形成過程において、それが何を目的とし、その下でどの程度の能力を構築するのかについて、加盟国間、特にイギリス、フランスの大国間で意見が割れていた。前者は欧州の防衛における北大西洋条約機構(The North Atlantic Treaty Organization, NATO)の役割を重視し、EU独自の軍事的能力の構築は、それを損ねない範囲に留めておきたいとしており、後者はEU独自の軍事的能力の構築を軍事同盟の形成へと繋げていきたい意向を示していた。こうした中、スウェーデンの提案は、EU独自の軍事的能力の構築を行いつつも、加盟国の防衛を除外することでNATOとの差別化を図ることに繋がるものと受け止められた。

EUが安全保障政策創成期にスウェーデンが提起した紛争防止概念を取り入れたことで、その軍事的能力の構築は、加盟国の軍事的安全保障を一段と強化する方向にではなく、国際的な紛争防止の取り組みに貢献する方向に発展した。さらに、紛争防止概念がEUの安全保障観の中に根付いたことで、EU域内だけでなく、周辺も含めた地域全体の安定化を重視するという外に開かれた新たな安全保障の視点をEUが獲得することに繋がった。当初、EUで紛争防止概念はさほど重視されていなかったが、EUを取り巻く安全保障環境が2000年代に大きく変化すると次第にEUの安全保障観の中に根付いていく。その結果、2016年にEUで採択された安全保障戦略では、EUの域外と域内の安全保障が結びついている状況を認め、紛争と貧困の根本的原因の解決に取り組む姿勢が示された。

以上のように、EUにおいて紛争防止概念が取り入れられたことは、その後の安全保障観の形成に大きな意味を持ったが、その重要性はこれまで十分に議論されてこなかった。本論文では、このEUの紛争防止概念の成立について、その提案を行ったスウェーデンにおける紛争防止概念の議論まで遡り考察することで、軍事的安全保障のみに留まらないEUの安全保障観の一端を明らかにしたいと考える。

EUにおけるスウェーデンの紛争防止の提案は、当時の国際的な紛争防止の取り組みの潮流や、同国の政治的、歴史的経験から形成された対外政策の志向、またEU内における「中立国」としての立ち位置という要素が絡み合う中で時宜を得て行われた。スウェーデンのような中小国の政策形成或いは対外的な政策提案を考察する際には、国外要因により多くの注意を払う必要がある。というのも、こうした中小国は、単独では国際的な影響力を行使できないことから、幅広い諸外国の支持を得るために、国際的な議論の潮流を踏まえ、主要国の志向も考慮に入れて、政策形成及び提案を行うからである。スウェーデンの紛争防止概念の形成及びEUにおける提起もこの例に漏れない。こうした観点から本論文では、EUにおけるスウェーデンの紛争防止概念の提案を巡る動きを包括的に捉えていく。

本論文の構成は以下の通りである。

序章では、問題の所在と研究仮説を示し、冷戦期に重視された危機管理概念と対比することで紛争防止概念の特色を明らかにした上で、先行研究の整理及び本論文の位置付けを行った。ESDPに関する先行研究の多くは、軍事的安全保障の観点から米欧関係に着目、或いは、欧州統合の発展の中に位置づける傾向にある。一方、スウェーデンの動向に着目した研究では、同国の軍事的非同盟政策への影響に焦点を当てた研究が主であった。また、紛争防止に関する研究は、安全保障の問題としてよりも途上国支援として論じられてきた。こうした先行研究を踏まえながら、本論文では、EUの安全保障政策を、従来の軍事的・

領土防衛的安全保障の視点からではなく、これまであまり注目されてこなかった域外の紛争防止という視点から考察し、それを提案したスウェーデンに焦点を当てることでその特徴を明らかにする。

第1章では、1990年代に急増した地域紛争を背景に、国連やCSCE/OSCEを中心として活発に行われた紛争防止の取り組みについて考察を行う。さらに、従来の領域防衛の枠組みを超える安全保障が論じられた国際状況を背景に、スウェーデンは独自の紛争防止概念をまとめ、それがEUのESDP形成過程における提案につながったことを取り上げる。

第2章ではEUにおけるESDPの成立と紛争防止概念を取り入れた安全保障観の形成をスウェーデンの視点から検討する。その上で、2003年及び2016年に採択されたEUの安全保障戦略を取り上げ、同国が積極的に行った文民的能力の構築、紛争防止概念の導入に向けた働きかけの意義を明らかにする。

第3章ではスウェーデンの国内の安全保障の議論に目を向け、同国の紛争防止概念の特徴とEUで紛争防止概念を提起した背景を示す。社民党政権は、軍事的非同盟政策と国際貢献を重視する安全保障政策に対する国内世論や議会内の幅広い支持を背景に、紛争防止に関する政府の報告書をまとめ、紛争防止概念を打ち出す。紛争防止概念は同党にとって、冷戦後の新たな安全保障環境における安全保障政策を構築する際の重要な柱であり、その特徴は協調主義的アプローチと経済格差の是正にあった。EUにおけるESDP形成の流れは、同党の安全保障観を反映した紛争防止概念をEUの政策に織り込む好機であった。

第4章では、ESDP成立の背景として、他のEU加盟国の状況を概観する。前半ではEU内の大国であるイギリス、フランス、ドイツの姿勢を検討する。スウェーデンの提案が受容されるためには、この3ヶ国の同意が不可欠であり、各国の安全保障政策上の志向と提案が対立しないことが重要であった。後半では、EU内の「中立国」及び北欧諸国を取り上げることで、スウェーデンのEUにおける紛争防止概念の提起が、北欧の「中立国」であるが故の必然ではなく、同国が冷戦期以来、築いてきた独自の安全保障観に基づくものであったことを示す。